

令和 6 年 度

主 要 事 務 事 業

都市整備常任委員会

目 次

各総合支所共通			
木造住宅密集地域の解消	(世田谷街づくり課、北沢街づくり課)	・・・	1
地先道路の整備	(各街づくり課)	・・・	4
地区街づくりの推進	(各街づくり課、烏山駅周辺整備担当課)	・・・	7
拠点まちづくりの促進	(北沢街づくり課、北沢拠点整備担当課)	・・・	11
街づくり条例による誘導	(各街づくり課)	・・・	11
良好な民間住宅等の誘導	(各街づくり課)	・・・	12
外かく環状道路周辺街づくり	(砧街づくり課、烏山街づくり課)	・・・	13
魅力ある風景づくりの推進	(各街づくり課、都市デザイン課)	・・・	14
魅力あるにぎわいの拠点づくり	(世田谷街づくり課)	・・・	14
公共交通環境の整備	(玉川街づくり課)	・・・	15
連続立体交差事業等による安全安心の拠点づくり	(北沢拠点整備担当課)	・・・	15
都市整備政策部			
世田谷区都市整備方針（地域整備方針）の見直し	(都市計画課、各街づくり課)	・・・	16
地区街づくりの推進	(都市計画課、各街づくり課、烏山駅周辺整備担当課)	・・・	17
都市の事前復興	(都市計画課)	・・・	18
都市整備領域業務のDX推進	(都市計画課)	・・・	18
魅力ある風景づくりの推進	(都市デザイン課)	・・・	19
建築行政関連事務	(建築調整課、建築審査課)	・・・	20
公的住宅維持運営	(住宅課)	・・・	22
公的住宅改修工事	(住宅課)	・・・	22
住宅施策の計画	(住宅課、居住支援課)	・・・	22
住まいの確保と居住支援	(居住支援課)	・・・	23
マンションの適正な管理・運営への支援	(居住支援課)	・・・	24
空き家等の地域貢献活用相談窓口の運営	(居住支援課)	・・・	24
防災街づくり担当部			
木造住宅密集地域の解消	(防災街づくり課、世田谷街づくり課、北沢街づくり課)	・・・	25
建築物の耐震化の促進	(防災街づくり課)	・・・	28
建築敷地の安全促進	(市街地整備課)	・・・	31
再開発の促進	(市街地整備課、各街づくり課、烏山駅周辺整備担当課)	・・・	32
土地区画整理の促進	(市街地整備課、各街づくり課)	・・・	32
空家等の対策	(建築安全課、各地域振興課)	・・・	33
狭あい道路拡幅整備の促進	(建築安全課)	・・・	34
みどり33推進担当部			
世田谷らしいみどりの保全・創出	(みどり政策課、公園緑地課、各街づくり課、公共・公益施設整備所管課、都市計画課)	・・・	35
公園・緑地の計画的な整備	(公園緑地課、公園整備利活用推進課)	・・・	38
公園等長寿命化改修計画に基づく取組み	(公園緑地課)	・・・	39
公園を活用した税外収入の確保	(公園緑地課、公園整備利活用推進課、経済課)	・・・	41
道路・交通計画部			
道路ネットワークの計画的な整備	(道路計画課、道路事業推進課、各街づくり課、工事第一課、工事第二課)	・・・	42
地籍調査事業	(道路管理課)	・・・	45
土木部			
豪雨対策の推進	(豪雨対策・下水道整備課、工事第一課、工事第二課)	・・・	46
道路ネットワークの計画的な整備	(工事第一課、工事第二課、北沢拠点整備担当課、道路事業推進課)	・・・	47
水防対策	(土木計画調整課、工事第一課、工事第二課)	・・・	48
歩きやすい道路環境の整備	(工事第一課、工事第二課)	・・・	49
区施設等のエネルギー使用量の削減	(工事第一課)	・・・	49
無電柱化の推進	(土木計画調整課、工事第一課、工事第二課、北沢拠点整備担当課)	・・・	50
連続立体交差事業等による安全安心の拠点づくり	(工事第一課、北沢拠点整備担当課)	・・・	51
舗装更新計画に基づく取組み	(工事第一課、工事第二課)	・・・	52
橋梁長寿命化修繕計画に基づく取組み	(工事第二課)	・・・	53
参考			
基本計画の推進	(都市整備常任委員会所管分)	・・・	54
新たな行政経営への移行実現プランの推進	(都市整備常任委員会所管分)	・・・	55

各総合支所街づくり課
北沢総合支所拠点整備担当課
烏山総合支所駅周辺整備担当課

令和6年度主要事務事業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	木造住宅密集地域の解消 （世田谷街づくり課） （北沢街づくり課）	<p>①密集事業 木造住宅密集地域等において、道路・公園の整備、建築物の不燃化を進めることにより、災害に強い街づくりを推進する。</p> <p>◆世田谷街づくり課 ・世田谷・若林地区 用地取得 5件</p> <p>・太子堂・三宿地区 用地取得 1件</p> <p>・上馬・野沢地区 用地取得交渉</p>	166,964	<ul style="list-style-type: none"> ・防災性及び住環境の向上を図るため、国の社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型））及び東京都木造住宅密集地域整備事業補助金を活用し、道路や公園等の公共施設の整備を行うとともに、老朽木造建築物等の不燃化を推進する。 ・建替えに伴い用地買収する路線を中心に、木造住宅密集地域の危険性や防災に関する啓発・情報提供を行うなど、災害に強い基盤整備に向けた防災街づくりの機運醸成を図る。 ・世田谷・若林地区 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地区防災施設において、建替えに合わせた用地取得を行う。 ・太子堂・三宿地区 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 三太通りにおいて、用地測量・補償調査・用地取得交渉を行う。 ・上馬・野沢地区 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主要生活道路130号線、主要区画道路において、用地測量・補償調査・用地取得交渉を行う。

令和 6 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		<p>◆北沢街づくり課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北沢三・四丁目地区 用地取得交渉 ・北沢五丁目・大原一丁目地区 用地取得 1 件 ・豪徳寺駅周辺地区 用地取得交渉 <p>②地区防災不燃化促進事業 不燃化特区制度実施地区内の防災生活道路の整備と当該道路沿道建築物の不燃化を加速する。 (令和 7 年度まで※不燃領域率が 70%に達した地区は、その年度で終了)</p>	千円 19,382	<ul style="list-style-type: none"> ・北沢三・四丁目地区 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 茶沢通り A・C 区間において、建替えに合わせた道路用地取得交渉、測量調査等を行う。 ・北沢五丁目・大原一丁目地区 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 鎌倉通りにおいて、建替えに合わせた道路用地取得交渉、測量調査等を行う。 ・豪徳寺駅周辺地区 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地区内において、用地取得交渉、測量調査等を行う。 ・不燃化特区制度実施地区内の特定の防災生活道路沿道で、東京都地区防災不燃化促進事業補助金を活用し、「道路拡幅に協力すること」を要件として、老朽木造建築物の建替えを行う場合に、建替え工事費用の一部を助成することで、道路の整備と沿道建築物の不燃化を推進する。
		<p>◆世田谷街づくり課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区役所周辺地区 	2,397	
		<p>◆北沢街づくり課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北沢三・四丁目地区 	2,926	

令和6年度主要事務事業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
		<p>③不燃化特区制度 木造住宅密集地域のうち、特に改善を要する地区（不燃化特区制度実施地区）において、老朽木造建築物等の除却・建替え等を促進し、令和7年度までに延焼による焼失ゼロ（不燃領域率70%）を目指す。</p> <p>◆世田谷街づくり課 ・太子堂・三宿地区 ・区役所周辺地区（区役所北部地区、世田谷・若林地区） ・太子堂・若林地区</p>	191,409	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃化特区制度実施地区5地区のうち、目標である不燃領域率70%を達成した太子堂・三宿地区を除く4地区において、東京都不燃化推進特定整備事業補助金を活用し、老朽木造建築物等の除却・建替え等の費用助成により、建築物の不燃化を促進する。 また、建替え等に伴う様々な相談に対応するため、建築士、弁護士、ファイナンシャルプランナー等専門家による出張相談等の支援を行う。 ・不燃化特区制度の周知や防災街づくりの機運醸成・啓発のため、防災街づくり通信の発行等を行う。 無接道敷地等関係権利者を対象とした専門家による出張相談、無接道敷地等の現状を理解し課題を認識してもらうミニ講座等の開催、無接道敷地の解消に向けた機運醸成の一助となる情報や専門家派遣・ミニ講座等取組みを周知するための広報紙配布などを5地区で行う。

令和 6 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	地先道路の整備 (各街づくり課)	◆北沢街づくり課 ・太子堂・三宿地区（池尻四丁目のみ） ・北沢三・四丁目地区 ・北沢五丁目・大原一丁目地区 ・区役所周辺地区（豪徳寺駅周辺地区、区役所北部地区）	千円 204,940	せたがや道づくりプラン及び各地区の地先道路整備計画に基づき、防災性の向上や危険箇所の局所改良を図るため、地先道路整備を推進する。 ・委託業者への調査・補償交渉委託により、地先道路の整備を推進する。（茶沢通りB区間、東鉄10付9号線） ・京王線連続立体交差事業を契機として、にぎわいの創出や防災広場機能を併せ持った駅前広場の暫定的な整備内容について地元と調整を行う。（下高井戸駅）
		◆世田谷街づくり課	—	
		◆北沢街づくり課	16,103	

令和 6 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		◆玉川街づくり課 用地取得 1 件	千円 37,860	<ul style="list-style-type: none"> ・ 玉川三丁目地区主要区画道路C 地権者と交渉を進め、用地取得を図る。用地取得にあたっては、国費（住宅市街地総合整備事業）を活用する。 ・ 奥沢三丁目33番先奥沢駅前道路拡幅事業 未取得となっていた用地取得が完了したことから、今後は電線共同溝を含む道路設計に着手するため、関係機関との協議を行う。 ・ 瀬田五丁目地先道路新設拡幅整備事業 路線南側の道路用地交換取得に向けた地権者との各種交渉・調整を行う。
		◆砧街づくり課 用地取得 1 件	347,489	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大蔵地区 地区計画に基づき区画道路の用地取得を行う。事業を推進するため、国の社会資本整備総合交付金（密集市街地総合防災事業）を活用する。
		◆烏山街づくり課 用地取得 3 件	77,661	<p>(用地取得)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 粕谷二丁目 狭あいな通学路の拡幅に向け、用地取得を行う。 ・ 北烏山四丁目（下本宿通り） 歩道環境の整備に向け用地取得を行う。

令和 6 年度 主要 事務 事業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 上祖師谷七丁目（第一生命関連） 広域避難場所、緑の拠点へのアクセス道路の整備に向け、用地取得を行う。 （調査・調整） ・ 八幡山三丁目 地区計画の区画道路の新設に向け、必要な調査を行う。 ・ 上北沢五丁目（上北沢給水所） 給水所改築に伴う歩道設置に向けて必要な調査・関係者調整を行う。

令和 6 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法																																										
	<p>地区街づくりの推進 (各 街 づ くり 課) (烏山駅周辺整備担当課)</p>	<p>地区特性に応じた街づくりを推進するため、地区住民等とともに地区計画、地区街づくり計画(以下、「地区計画等」という。)の策定、変更及び実現に向けた取組みを行う。</p>	千円	<p>地区特性に応じた街づくりを推進するため、地区計画等の策定及び街づくり誘導地区の指定を行う。 これらの地区では、都市計画法等及び街づくり条例に基づく届出、協議、勧告等により良好な建替を誘導するとともに、区画道路等の地区施設の整備を進める。</p> <p>●地区計画等（策定済み地区）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">世田谷</th> <th style="text-align: center;">北沢</th> <th style="text-align: center;">玉川</th> <th style="text-align: center;">砧</th> <th style="text-align: center;">烏山</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区計画</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">28</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td>防災街区整備地区計画</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>沿道地区計画</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>地区街づくり計画 (内、街づくり誘導地区)</td> <td style="text-align: center;">25 (23)</td> <td style="text-align: center;">17 (16)</td> <td style="text-align: center;">18 (17)</td> <td style="text-align: center;">33 (28)</td> <td style="text-align: center;">25 (19)</td> </tr> </tbody> </table> <p>●令和 5 年度届出件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">世田谷</th> <th style="text-align: center;">北沢</th> <th style="text-align: center;">玉川</th> <th style="text-align: center;">砧</th> <th style="text-align: center;">烏山</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">325</td> <td style="text-align: center;">367</td> <td style="text-align: center;">89</td> <td style="text-align: center;">399</td> <td style="text-align: center;">249</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆世田谷街づくり課 ・三軒茶屋一丁目地区 地区計画等の策定に向けた検討</p>		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	地区計画	11	10	11	28	20	防災街区整備地区計画	2	2	0	0	0	沿道地区計画	5	3	6	3	2	地区街づくり計画 (内、街づくり誘導地区)	25 (23)	17 (16)	18 (17)	33 (28)	25 (19)	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	325	367	89	399	249	7,076	<p>・地域住民等との懇談会を実施し、商店街沿道のにぎわい創出と地区内の住環境を維持するため、「三茶のミライ」との整合を図りながら、地区計画等の策定に向けた検討を行う。</p>
	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山																																									
地区計画	11	10	11	28	20																																									
防災街区整備地区計画	2	2	0	0	0																																									
沿道地区計画	5	3	6	3	2																																									
地区街づくり計画 (内、街づくり誘導地区)	25 (23)	17 (16)	18 (17)	33 (28)	25 (19)																																									
世田谷	北沢	玉川	砧	烏山																																										
325	367	89	399	249																																										

令和6年度主要事務事業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		<p>◆北沢街づくり課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代田地区 地区街づくり計画の策定に向けた検討 ・代田橋駅周辺地区 地区街づくり計画の実現に向けた活動の支援 ・明大前駅周辺地区 地区街づくり計画の実現に向けた活動の支援 ・下高井戸駅周辺地区 地区計画等の策定に向けた検討 ・桜上水駅周辺地区 地区街づくり計画の実現に向けた活動の支援 ・下北沢駅周辺地区 東京都駐車場条例に基づく新たな地域ルール制度導入の検討 	<p>千円 26,720</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・街づくり協議会からの地区街づくり計画原案の提案を受け、代田地区全体（1～6丁目）を対象とした地区街づくり計画の策定に向けた検討に取り組む。 ・地区街づくり計画の実現に向けて、街づくり協議会などの活動に必要な支援を行う。 ・地区街づくり計画の実現に向けて、街づくり協議会などの活動に必要な支援を行う。 ・京王線連続立体交差事業の進捗に併せ、駅周辺の魅力ある商業環境を形成するため、地区計画等の策定に向けた検討を行う。 ・地区街づくり計画の実現に向け、街づくり協議会の活動に必要な支援を行う。 ・駅周辺の人と車の交錯を抑制し、歩行者主体の安全で快適な回遊性のある魅力ある商業空間の形成を図るため、東京都駐車場条例に基づく地域ルール制度導入を検討する。

令和 6 年度 主要 事務 事業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業（目標）	6 年度当初予算	事務事業の内容及び手法																								
	<p>拠点まちづくりの促進 （北沢街づくり課） （北沢拠点整備担当課）</p> <p>街づくり条例による誘導 （各街づくり課）</p>	<p>・小田急線沿線街づくりの促進</p> <p>小田急線上部利用施設整備等に関する地域への情報発信、街の魅力を高める地域活動の支援</p> <p>街づくり条例による適正な土地利用及び良好な建築計画の誘導を図る。</p>	<p>千円</p> <p>9,895</p> <p>—</p>	<p>小田急線上部利用の街づくりにおいて、施設整備等の進捗状況や街づくりの活動などの情報を周知するため、北沢デザイン通信等で情報発信を行う。</p> <p>新たな施設を地域住民が活用し、沿線周辺のまちの魅力を高める活動を検討、実践する場として「シモキタリングまちづくり会議（旧北沢PR戦略会議）」を開催し、地域活動を支援する。</p> <p>街づくり条例の各制度により、きめ細かな地区の街づくりを進める。また、大規模な土地取引（3,000㎡以上）にあたり区の方針等を伝えるとともに、大規模な建築（敷地面積3,000㎡以上または延べ面積5,000㎡以上）の際には区民と事業者の意見を調整し、適切な土地利用や良好な建築計画の誘導に取り組む。</p> <p>●令和5年度実績（件数）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">世田谷</th> <th style="text-align: center;">北沢</th> <th style="text-align: center;">玉川</th> <th style="text-align: center;">砧</th> <th style="text-align: center;">烏山</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>誘導指針の策定</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>大規模土地取引行為の届出</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>建築構想の届出</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table>		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	誘導指針の策定	0	0	0	0	0	大規模土地取引行為の届出	0	2	2	0	1	建築構想の届出	8	0	3	2	0
	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山																							
誘導指針の策定	0	0	0	0	0																							
大規模土地取引行為の届出	0	2	2	0	1																							
建築構想の届出	8	0	3	2	0																							

令和6年度主要事務事業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法																												
	<p>良好な民間住宅等の誘導 (各街づくり課)</p> <p>(各街づくり課)</p>	<p>・建築物の建築に係る住環境の整備指導 集合住宅、ワンルームマンション、特定商業施設、長屋の建築計画に対し、良好な住環境の維持向上を目指して適切な指導・誘導を行う。</p> <p>・緑化の指導 みどりの基本条例及び都市緑地法に基づく緑化地域制度の導入により、宅地などの緑化を促進する。</p>	<p>千円 —</p> <p>—</p>	<p>一定規模以上の集合住宅等建築物（計画戸数20戸または延べ面積1,500㎡）、ワンルームマンション建築物、特定商業施設（店舗面積の合計500㎡）、長屋の建築計画を対象に、地域の環境に調和した良好な住環境の維持・向上を図るため、住環境整備条例に基づく届出書の受理に合わせ、整備基準を遵守するよう指導する。</p> <p>●令和5年度届出（件数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世田谷</th> <th>北沢</th> <th>玉川</th> <th>砧</th> <th>烏山</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28</td> <td>15</td> <td>19</td> <td>15</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>敷地面積150㎡以上の建築行為及び自動車駐車場の設置、区域面積500㎡以上の開発行為を対象に、「みどりの基本条例」の緑化基準に基づき、敷地内の緑化を推進するよう指導する。</p> <p>国分寺崖線保全重点地区については、緑化率を2割増、風致地区区域については、緑化率を1割増として、積極的にみどりの保全を図る。</p> <p>あわせて、都市緑地法に基づく緑化地域制度により、敷地面積が300㎡以上の建築物の建築行為を対象に緑化を法的規制として指導する。</p> <p>●令和5年度届出（件数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>世田谷</th> <th>北沢</th> <th>玉川</th> <th>砧</th> <th>烏山</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出件数</td> <td>173</td> <td>156</td> <td>227</td> <td>157</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>（うち緑化地域）</td> <td>(64)</td> <td>(43)</td> <td>(77)</td> <td>(46)</td> <td>(35)</td> </tr> </tbody> </table>	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	28	15	19	15	5		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	届出件数	173	156	227	157	98	（うち緑化地域）	(64)	(43)	(77)	(46)	(35)
世田谷	北沢	玉川	砧	烏山																												
28	15	19	15	5																												
	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山																											
届出件数	173	156	227	157	98																											
（うち緑化地域）	(64)	(43)	(77)	(46)	(35)																											

令和 6 年度 主要 事務 事業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法									
	(玉川街づくり課) (砧街づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区内の建築行為や宅地造成行為等への指導 東京都風致地区条例に基づき都市の風致を維持していく。 	千円 —	<p>第一種及び第二種風致地区において、その地区内での建築物等の新築、改築、増築、移転及び木竹の伐採、宅地造成その他の土地区画形質の変更などの行為の制限を行う。</p> <p>●令和5年度実績（件数）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">玉川</td> <td style="text-align: center;">砧</td> </tr> <tr> <td>事前相談</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>許 可</td> <td style="text-align: center;">127</td> <td style="text-align: center;">201</td> </tr> </table>		玉川	砧	事前相談	15	1	許 可	127	201
	玉川	砧											
事前相談	15	1											
許 可	127	201											
	外かく環状道路周辺街づくり (砧街づくり課) (烏山街づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆砧街づくり課 外環道東名ジャンクション周辺地区街づくりの推進 ◆烏山街づくり課 中央ジャンクション周辺地区の街づくり 	— —	<p>外環事業を契機として良好な市街地の形成を図るため、地区計画（修正素案）説明会等の手続きを進め、地区計画等の策定に取り組む。</p> <p>東名ジャンクション整備によって創出される上部空間等の有効利用について、関係機関等と協議を重ね、上部空間等利用計画の作成に向け、引き続き利用可能区域の確定等を図るとともに、外環事業の進捗を踏まえたスケジュールを定める。</p> <p>中央ジャンクション整備によって創出される上部空間等の有効利用について、外かく環状道路事業の進捗を踏まえ、隣接する三鷹市、調布市と連携しながら検討を行う。</p>									

令和6年度主要事務事業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法						
	魅力ある風景づくりの推進 （各街づくり課） （都市デザイン課）	<ul style="list-style-type: none"> 風景づくりの推進 地域の歴史や文化、自然を育み、区民生活に根付いた魅力ある都市景観の形成に向け、風景づくり条例に基づき、区民、事業者とともに街づくり手法等を用いて、風景づくりを推進する。 	千円 —	<p>界わい宣言の登録がされている付近で建設行為等がある場合は、事業者へ宣言の内容を周知し、配慮を促していく。</p> <p>●「界わい宣言」の登録済地区</p> <table border="1"> <tr> <td>玉川</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 瀬田一丁目国分寺崖線沿いの道の景観と環境づくり宣言 奥沢・土とみどりの街づくり宣言 </td> </tr> <tr> <td>砧</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 成城一・二丁目の桜並木の保全と景観の維持並びに環境づくり宣言 </td> </tr> <tr> <td>烏山</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上北沢三丁目の桜並木街区の景観維持保全ならびに環境づくり宣言 </td> </tr> </table>	玉川	<ul style="list-style-type: none"> 瀬田一丁目国分寺崖線沿いの道の景観と環境づくり宣言 奥沢・土とみどりの街づくり宣言 	砧	<ul style="list-style-type: none"> 成城一・二丁目の桜並木の保全と景観の維持並びに環境づくり宣言 	烏山	<ul style="list-style-type: none"> 上北沢三丁目の桜並木街区の景観維持保全ならびに環境づくり宣言
玉川	<ul style="list-style-type: none"> 瀬田一丁目国分寺崖線沿いの道の景観と環境づくり宣言 奥沢・土とみどりの街づくり宣言 									
砧	<ul style="list-style-type: none"> 成城一・二丁目の桜並木の保全と景観の維持並びに環境づくり宣言 									
烏山	<ul style="list-style-type: none"> 上北沢三丁目の桜並木街区の景観維持保全ならびに環境づくり宣言 									
	魅力あるにぎわいの拠点づくり （世田谷街づくり課）	<ul style="list-style-type: none"> 三軒茶屋駅周辺まちづくりの推進 「三茶のミライ（三軒茶屋駅周辺まちづくり基本計画）」実現に向け、地域との協働による魅力あるにぎわいの拠点づくりを推進する。 	7,920	<ul style="list-style-type: none"> 官民学の連携による道路等の公共的空間を活用した社会実験の実施及びまちづくり会議等の区民参加を促すイベント実施により、取組みの更なる気運醸成を図る。 「三茶のミライ」によるまちづくりを地域との協働により持続的に進めるための推進体制構築に向け、関係企業等との検討会議を定期的開催するとともに、テーマごとにワーキンググループを立ち上げ、より具体的な検討に取り組む。 「三茶のミライ」におけるまちの滞在性・回遊性・防災性の向上を図るハード面の実現に向け、三軒茶屋二丁目地区における再開発事業に関して市街地再開発準備組合が行う都市計画決定及び再開発組合設立に向けた活動について、支援等を行う。 						

令和6年度主要事務事業

各総合支所街づくり課・北沢総合支所拠点整備担当課・烏山総合支所駅周辺整備担当課

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	公共交通環境の整備 （玉川街づくり課）	・大井町線（九品仏駅～上野毛駅間）沿線街づくりの推進 大井町線（九品仏駅～上野毛駅間）街づくり連絡会の活動支援	千円 —	地元の町会・自治会や商店街などで構成される大井町線街づくり連絡会が取り組んでいる道路と鉄道の立体化を推進するため、大井町線沿線の方々や鉄道事業者の活動を支援するとともに、隣接する目黒区と連携しながら沿線街づくりを検討していく。
	連続立体交差事業等による安全安心の拠点づくり （北沢拠点整備担当課）	・小田急線上部利用施設整備の推進 下北沢駅周辺（茶沢通り～下北沢駅前広場区間）の上部利用施設整備の推進 ・下北沢駅前交通広場整備の推進 歩道築造面積 約670m ² 車道（ロータリー）築道面積 約1,000m ²	12,863 372,595	下北沢駅周辺の茶沢通り～下北沢駅前広場区間について、鉄道事業者による施設整備とあわせた区の上部通路等整備に向け、鉄道事業者と協議調整を図っていく。 また、完成した上部施設について、引き続き鉄道事業者及び関係者等と連携し、適切な管理を継続して行っていく。 商店街をはじめ地元の方々と意見交換を継続し理解を得ながら、下北沢駅前交通広場の整備を推進する。 令和7年度末完成に向け、今年度は、駅前広場南側の歩道及び車道（ロータリー）の整備を進める。また無電柱化整備に伴い、電線管理者による引込管路等設備工事を行う。

都市整備政策部

令和6年度主要事務事業

都市整備政策部

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	世田谷区都市整備方針（地域整備方針）の見直し （都市計画課） （各街づくり課）	<p>「世田谷区都市整備方針（平成27年4月）」（以下、「都市整備方針」という。）は、都市づくり・街づくりにおける区の総合的な基本方針であり、都市計画法により策定が義務付けられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」としての位置付けを持つものである。</p> <p>「都市整備方針」の計画期間は概ね20年であるが、「第二部『地域整備方針』」に示す、各地域におけるアクションエリアの方針について、これまでの街づくりの取組み状況等を整理し、区民参加の取組み結果や都市計画審議会に設置した学識経験者で構成する部会での議論を踏まえ、令和7年度の見直しに向けた検討を進める。</p>	千円 15,450	<ul style="list-style-type: none"> ・「（仮称）世田谷区都市整備方針（第二部『地域整備方針（後期）』）」たたき台、素案、案の策定を進める。 ・たたき台に係る区民との意見交換及び意見募集、素案説明会及び意見募集、街づくり条例に基づく案の公告・縦覧を行う。

令和6年度主要事務事業

都市整備政策部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	地区街づくりの推進 （都市計画課） （各街づくり課） （烏山駅周辺整備担当課）	地区特性に応じた街づくりを推進するため、地区住民等とともに地区計画、地区街づくり計画の策定、変更及び実現に向けた取り組みを行う。	千円 79,338	<ul style="list-style-type: none"> ・「地区計画」及び「地区街づくり計画」（以下「地区計画等」という。）の策定等に向けた、区民主体の取り組みを支援する。 ・既に策定した「地区計画等」についても、地区の変化を踏まえて必要な変更を行う。 ・計画の策定等に向けた基礎調査を行うほか、必要に応じて地区住民等へのアンケート調査や説明会、意見交換会を実施する。 ・地区計画等の目標や方針等の実現に向けた取り組みを進める。 <p>[地区計画等策定・変更検討等地区]</p> <p>三軒茶屋一丁目地区、下高井戸駅周辺地区、代田地区、上用賀四丁目地区、外環道東名ジャンクション周辺地区、成城学園前駅周辺地区、祖師谷五・六丁目・上祖師谷三丁目地区、千歳烏山駅周辺地区、上祖師谷・給田地区（補助54号線沿道補助217以西地区） （合計9地区）</p> <p>[昨年度までに策定した区域]</p> <p>地区街づくり計画106地区 約2,393.98ha 地区計画75地区 約1,382.49ha 沿道地区計画16地区 約97.60ha 防災街区整備地区計画3地区 約118.80ha</p>

令和6年度主要事務事業

都市整備政策部

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>都市の事前復興 （都市計画課）</p> <p>都市整備領域業務のDX推進 （都市計画課）</p>	<p>都市復興に関する職員の理解促進や実務能力の向上、円滑な都市復興に向けた庁内連携体制の充実を図る訓練を引続き実施する。また円滑な都市復興には区民の協力が必要であり、区民の事前復興に関する理解を深める取組みを進める。</p> <p>新たな行政経営への移行実現プランに基づき、DXの活用により窓口相談等に関する来庁者サービスの向上を図るとともに、業務の省力化等を図り地域経営に係る人材を生み出すことで三層構造の連携を高め区民主体の街づくりを推進するため、街づくりに係る次期システムの在り方等について検討を進める。</p>	<p>千円 5,753</p> <p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 世田谷区都市復興プログラムに則した実践的な訓練を、関係各課とともに実施する。訓練の中で、当該プログラムの有効な運用に向けた課題の整理、検証を行うことで、当該プログラムに基づき行動する職員の行動の習熟や対応力の向上を図る。また区民向けに都市の事前復興に関する講演会を開催し、事前復興に関する取組みを知ってもらうことにも力点を置く。 先進自治体における取り組みの調査・研究のほか、「都市整備領域業務のDX推進検討委員会」のもとに、「システム部会」「組織体制検討部会」などの作業部会を設置し、新庁舎への都市整備領域の移転に向け、街づくりに係る次期システムの在り方やまちづくりセンターと支所街づくり課及び本所都市整備領域をつなぐオンライン連携などの検討を関係各課と連携し進める。

令和6年度主要事務事業

都市整備政策部

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	魅力ある風景づくりの推進 （都市デザイン課）	<p>①風景づくり計画（平成27年3月改定）に基づき風景づくりを推進する。</p> <p>②界わい形成地区の適切な運用を実施するとともに普及啓発を進める。</p> <p>③区民・事業者・行政の協働により風景づくりを総合的かつ計画的に進め、区民一人ひとりが愛着と誇りを持てる魅力ある街並みを形成する。</p>	<p>千円 8,267</p> <p>2,760</p> <p>3,981</p>	<p>①世田谷らしい風景づくりを推進するため、風景づくり計画（平成27年3月改定）に基づき、建設行為等の誘導や区民主体の風景づくりの促進、風景づくりの普及啓発など、各施策の総合的かつ効果的な運用を図る。令和7年度末の風景づくり計画の改定に向けた検討に取り組む。</p> <p>②奥沢1～3丁目等において、界わい形成地区制度の周知を丁寧に行うとともに適切な運用を実施する。風景づくりの更なる普及啓発を進める。</p> <p>③・区民が主体となって進める地域風景資産や界わい宣言などの風景づくり活動の支援、冊子の発行、風景づくり交流会の実施などにより普及啓発に取り組む。 ・建設行為等の届出や屋外広告物の協議の際に、事前調整会議等を通じ、せたがや風景デザイナーによる風景づくりに関する指導、助言を行い、事業者の風景づくりへの配慮や理解を促す。</p>

令和6年度主要事務事業

都市整備政策部

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	建築行政関連事務 （建築調整課） （建築審査課）	①建築確認事務等 建築確認申請事務や事前相談等による指導、届出を通し、適正な建築の誘導を進める。 ②指定確認検査機関指導事務 指定確認検査機関に対する監督を進め、適正な建築確認指導を図る。 ③長期優良住宅認定事務 耐震性、省エネルギー対策、劣化対策等が施された良質な住宅の建築を誘導する。 ④低炭素建築物新築等計画認定事務 建築物のエネルギー使用の効率性等が低炭素化の促進のために誘導すべき基準に適合することを促す。	千円 3,819	令和5年度実績件数（令和6年4月5日現在） ①建築基準法に基づく建築確認等に伴う、審査、検査、相談・指導。 建築確認件数 97件 （建築設備・工作物・計画通知含） 建築相談件数 5,034件 ②指定確認検査機関に対する指導監督、連絡調整、敷地照会への回答。 道路敷地照会件数 2,631件 確認報告等件数 6,212件 ③長期優良住宅の普及の促進のため認定申請等に伴う審査・認定及び相談・指導。 相談指導件数 1,621件 申請件数 828件 ④都市の低炭素化の促進に関する法律における低炭素建築物新築等計画認定申請に伴う審査・認定及び相談・指導。 相談指導件数 207件 申請件数 281件

令和6年度主要事務事業

都市整備政策部

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法						
		<p>⑤建築物省エネルギー法による届出事務、認定事務及び適合性判定事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物のエネルギー使用の効率性等が建築物エネルギー消費性能基準及び水準に適合することを促す。 ・建築物エネルギー消費性能基準に適合することの必要性について、事前相談等による指導を通し、適切な申請の誘導を進める。 		<p>⑤建築物省エネルギー法による届出、認定及び適合性判定に伴う審査・認定及び相談・指導。</p> <table data-bbox="1523 430 1982 558"> <tr> <td>相談件数</td> <td>180件</td> </tr> <tr> <td>届出件数</td> <td>295件</td> </tr> <tr> <td>認定件数</td> <td>4件</td> </tr> </table>	相談件数	180件	届出件数	295件	認定件数	4件
相談件数	180件									
届出件数	295件									
認定件数	4件									

令和6年度主要事務事業

都市整備政策部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	公的住宅維持運営 (住宅課)	<ul style="list-style-type: none"> 住宅確保要配慮者への公平かつ適正な公的住宅の供給 入居者募集 年2回 公的住宅の維持管理 区営住宅等における居住者の公平性の確保及び債権管理の適正化 	千円 902,855	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者と連携し、募集による住宅供給を推進するとともに、入居者の使用権継承制度等の管理を適正に行い、入居希望者の利用機会の公平性を確保する。 建物保全及び居住者の修繕要望への対応等 50団地1,511戸 使用料等の滞納者に対し丁寧な相談等を行うとともに、電話・文書・訪問等による催告を行い、高額滞納者に対し訴訟や強制執行等を行う。
	公的住宅改修工事 (住宅課)	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅等長寿命化計画に基づく改修工事等の実施 	343,161	<ul style="list-style-type: none"> 国の補助金を活用し、予防保全型の維持管理及び改修工事等を計画的に行い、長寿命化によるコスト縮減を図る。 (実施予定工事) 外壁改修工事 2団地 水道管直結工事 2団地 バリアフリー化工事 1住戸 共用部照明LED化 1団地
	住宅施策の計画 (住宅課) (居住支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 第四次住宅整備後期方針策定に向けた検討の実施 	12,980	<ul style="list-style-type: none"> 「第四次住宅整備後期方針」の策定に向けた基礎調査を行うほか、取り組むべき重点施策や個別の施策内容について検討する。

令和6年度主要事務事業

都市整備政策部

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>マンションの適正な管理・運営への支援 (居住支援課)</p> <p>空き家等の地域貢献活用相談窓口の運営 (居住支援課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親世帯家賃低廉化補助事業 ・マンション交流会の運営支援 ・マンション管理状況届出制度によるマンションの管理不全の予防、適正管理の促進 ・区内空き家等の公益的な活用の推進 	<p>千円</p> <p>14,330</p> <p>164</p> <p>6,237</p> <p>20,448</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅セーフティネット制度を活用し、ひとり親世帯を対象に家賃補助を行う。 また、物件オーナーの制度の利用を促すため、家賃低廉化補助対象住宅の賃貸人への協力金制度を実施する。 ・区民が主体となったマンション交流会について、広報及び会場の提供など、その活動支援を行う。 ・マンション管理状況届出制度に基づく届出を促し、管理不全の兆候のあったマンションへの改善に向け、調査、指導、助言等を行う。 ・「空き家等地域貢献活用相談窓口」を運営し、空き家等を地域に役立てたいと考えるオーナーと地域で活動したいと考える団体等とのマッチングの支援や、空き家の活用について学ぶゼミナールを開催する。

防災街づくり担当部

令和6年度主要事務事業

防災街づくり担当部

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	木造住宅密集地域の解消 （防災街づくり課） （世田谷街づくり課） （北沢街づくり課）	<p>①密集事業 木造住宅密集地域等において、道路・公園の整備、建築物の不燃化を進めることにより、災害に強い街づくりを促進する。</p> <p>※目標数値は、各総合支所にて記載</p>	千円 589,448	<p>①防災性及び住環境の向上を図るため、国の社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型））及び東京都木造住宅密集地域整備事業補助金を活用し、道路、公園等の公共施設の整備を行うとともに、老朽木造建築物等の不燃化を促進する。</p> <p>【密集事業実施地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太子堂・三宿地区 ・世田谷・若林地区 ・区役所北部地区 ・上馬・野沢地区 ・太子堂四丁目地区 ・太子堂五丁目・若林二丁目地区 ・北沢三・四丁目地区 ・北沢五丁目・大原一丁目地区 ・豪徳寺駅周辺地区

令和6年度主要事務事業

防災街づくり担当部

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
		<p>②地区防災不燃化促進事業 不燃化特区制度実施地区内の防災生活道路の整備と当該道路沿道建築物の不燃化を加速する。 （令和7年度まで※不燃領域率が70%に達した地区は、その年度で終了）</p> <p>③不燃化特区制度 木造住宅密集地域のうち、特に改善を要する地区（不燃化特区制度実施地区）において、老朽木造建築物等の除却・建替え等を促進し、令和7年度までに延焼による焼失ゼロ（不燃領域率70%）を目指す。</p>		<p>②不燃化特区制度実施地区内の特定の防災生活道路沿道で、東京都地区防災不燃化促進事業補助金を活用し、「道路拡幅に協力すること」を要件として、老朽木造建築物の建替えを行う場合に、建替え工事費用の一部を助成することで、道路の整備と沿道建築物の不燃化を促進する。</p> <p>【地区防災不燃化促進事業実施地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区役所周辺地区 ・北沢三・四丁目地区 ・太子堂・若林地区 <p>③不燃化特区制度実施地区5地区のうち、目標である不燃領域率70%を達成した太子堂・三宿地区を除く4地区において、東京都不燃化推進特定整備事業補助金を活用し、老朽木造建築物等の除却・建替え等の費用助成により、建築物の不燃化を促進する。 また、建替え等に伴う様々な相談に対応するため、建築士、弁護士、ファイナンシャルプランナー等専門家による出張相談等の支援を行う。 不燃化特区制度の周知や防災街づくりの機運醸成・啓発のため、防災街づくり通信の発行等を行う。</p>

令和6年度主要事務事業

防災街づくり担当部

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
				<p>無接道敷地等関係権利者を対象とした専門家による出張相談、無接道敷地等の現状を理解し課題を認識してもらうミニ講座等の開催、無接道敷地の解消に向けた機運醸成の一助となる情報や専門家派遣・ミニ講座等取組みを周知するための広報紙配布などを5地区で行う。</p> <p>【不燃化特区制度実施地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太子堂・三宿地区 ・区役所周辺地区 ・北沢三・四丁目地区 ・太子堂・若林地区 ・北沢五丁目・大原一丁目地区

令和6年度主要事務事業

防災街づくり担当部

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	建築物の耐震化の促進 (防災街づくり課)	<p>「世田谷区耐震改修促進計画」(令和3～令和7年度)に基づき、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標に、普及啓発とともに、耐震支援制度の整備・充実を図り、建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進する。</p> <p>① 耐震相談</p> <p>②木造住宅 耐震診断 140件 耐震改修等 20件 除却助成 105件 簡易改修 1件 補強設計 2件</p>	千円 420,868	<p>【耐震支援制度の概要】</p> <p>昭和56年5月以前（木造住宅については平成12年5月以前）に建てられた建築物を対象に、耐震診断、補強設計及び耐震改修等に要する費用の一部を助成する(②～④)。また、家具転倒防止器具取付支援など安全性の向上に資する事業を行う(⑤～⑥)。</p> <p>①耐震相談 窓口及び電話での相談・案内のほか、出張所等での出張相談会開催及び地区防災訓練などの機会を捉えて、普及・啓発活動を行う。(令和5年度実績 1,182件)</p> <p>②木造住宅 ・新耐震基準木造住宅を助成対象に加える。 ・耐震診断は無料で耐震診断士を派遣する。 ・耐震改修等は、上限額の100万円に30万円を上乗せした助成(身体障害者等は50万円)を実施する。 ・除却助成は上限50万円。 ・1階のみの簡易改修は上限80万円。 ・補強設計は上限30万円。 (助成金の上乗せ、除却助成、簡易改修は旧耐震基準のみ)</p>

令和6年度主要事務事業

防災街づくり担当部

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
		③ 非木造建築物等 耐震診断 9件 補強設計 9件 耐震改修 7件 住戸加算 189戸 ④ 特定沿道建築物 補強設計 2件 改修 1件 ⑤ 家具転倒防止器具取付支援 330件	千円	③ 非木造建築物等 鉄筋コンクリート造、鉄骨造など木造以外建物が対象。建物用途及び規模、沿道など条件により補助率及び助成上限額が異なる。 改修工事については分譲マンション1住戸当たり30万円を助成交付額に加算する。（上限：助成対象事業費の2/3） ④ 特定沿道建築物 特定緊急輸送道路沿道建築物で一定の高さ以上の建物は、引き続き重点的に耐震化を促進する。 改修工事についてはIs値を0.3未満から0.3以上に上げる耐震化準備事業を行う。また、賃貸借契約に基づく占有者が存する建築物を対象に、占有面積に応じて助成額を加算する。（加算額の上限：基準額の1/15） ⑤ 家具転倒防止器具取付支援 高齢者、障害者等が住む住宅を対象に、技術者を派遣し、器具代金を含め上限2万円までの取付支援を行う。

令和6年度主要事務事業

防災街づくり担当部

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		<p>⑥耐震シェルター等設置支援 2件</p> <p>⑦耐震改修アドバイザー派遣 26回 〔分譲マンション 21回 特定沿道建築物 5回〕</p> <p>⑧木造住宅訪問相談 訪問相談（診断後）135件 簡易設計（診断後）100件 訪問相談（診断前）115件</p> <p>⑨ブロック塀等撤去工事助成 撤去工事 20件</p>		<p>⑥耐震シェルター等設置支援 高齢者、障害者等で一定の条件に合う申請者が住む旧耐震基準の木造住宅の1階に設置する場合が対象。上限は30万円としているが、身体障害者等には30万円を上乗せした助成を実施している。</p> <p>⑦耐震改修アドバイザー派遣 耐震診断及び耐震改修に関するアドバイスを分譲マンション管理組合、特定沿道建築物所有者に行う。</p> <p>⑧木造住宅訪問相談 区の耐震診断を受け、耐震改修工事が必要となる木造住宅の所有者に対し、改修に関するアドバイスや簡易設計を行う。 除却助成を活用する木造住宅に対し、耐震診断前訪問相談制度に基づく簡易診断を実施し、除却助成制度の迅速化を図る。</p> <p>⑨ブロック塀等撤去工事助成 避難路（建築基準法上の道路、通学路など）に面して設置された、高さ0.8mを超えるブロック塀等の撤去にかかる工事費の一部を助成する。</p>

令和6年度主要事務事業

防災街づくり担当部

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	建築敷地の安全促進 (市街地整備課)	「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」等関係諸法令及び「世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針」に基づき、土砂災害に備えた様々な施策を推進し、区民の生命及び財産を守ることを目的とする。	千円 13,921	① 擁壁・斜面が存する土地所有者等への助成 i 擁壁改修専門家派遣 高さ2m以上の斜面(がけ)への擁壁設置又は既存擁壁の改修(造り替え)工事を検討している土地所有者等に「擁壁改修の専門家」を派遣し、改修計画及び概算工事費を提案する。 ii 擁壁改修等補助金 通学路に面する安全上問題のある擁壁の改修等又は傾斜が30度を超える斜面(がけ)に擁壁を設置するのに要する工事費の一部を補助する(高さ2mを超える部分)。 iii 住宅・建築物土砂災害対策改修補助金 土砂災害特別警戒区域内に建てられている住宅や建築物の土砂災害対策のための改修にかかる費用の一部を補助する。 iv がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 土砂災害特別警戒区域に建てられている住宅の移転費用の一部を補助する。 v がけ・擁壁に関する専門家相談会 宅地の安全性に関する専門的な知識を有する地盤品質判定士と連携し、相談会を開催する。

令和6年度主要事務事業

防災街づくり担当部

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	<p>再開発の促進 （市街地整備課） （各街づくり課） （烏山駅周辺整備担当課）</p> <p>土地区画整理の促進 （市街地整備課） （各街づくり課）</p>	<p>共同化による合理的な土地利用及び都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業を促進する。</p> <p>道路などの都市基盤の整った災害に強く良好な環境を備えた市街地整備を図るため、土地区画整理事業を促進する。</p>	<p>千円</p> <p>8,054</p> <p>—</p>	<p>② 大規模盛土造成地を対象とする宅地耐震について、学識経験者等を委員とする専門家会議を開催し、専門的な知見を活用しながら都の作成した計画等の検証や課題検討を進める。また、都の実施する第二次スクリーニング調査の実施状況に関する情報収集を行い、専門家会議で共有する。</p> <p>③ 社会情勢や区民ニーズに応じた安全対策を検討するため、区内のがけ・擁壁の基礎調査（実態把握）を行う。</p> <p>・街づくりの気運が高い地区においては、街の将来像へ近づける手法として共同化の案内などの働きかけを行い、街づくりの検討を促進する。</p> <p>・市街地再開発準備組合に対する助成金の交付などの支援により、事業化に向けた検討を促進する。</p> <p>・事業化優先エリア設定調査（平成29年度）で抽出した事業化候補地や事業手法を検討している地区について、想定事業モデル検討調査を実施し、新規地区の掘り起こしに取り組む。</p> <p>・過年度に実施した想定事業モデル検討調査</p>

令和6年度主要事務事業

防災街づくり担当部

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	空家等の対策 （建築安全課） （各地域振興課）	「空家等対策の推進に関する特別措置法」、「建築基準法」、「世田谷区空家等の対策の推進に関する条例」に基づき管理不全な空家等の対策を推進し、良好な生活環境の保全を図る。	千円 9,546	<p>の結果をもとに、引き続き、農業協同組合と連携しながら地権者へ働きかけを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地権者が土地区画整理事業の実施に向け取り組む地区や施行中の地区については、東京都や関係所管と連携しながら助言、指導をしていく。 <p>①著しく管理不全な空家等について、行政代執行という最終的な手段も視野に入れながら、解決に向けた取組みを推進する。</p> <p>②居住等がなされていない空家等の状況を調査し、適切な管理に向けて啓発を図るとともに、管理不全な空家等については、法に基づき、指導、勧告をする等、状態の改善や不動産市場への流通等につなげる。</p> <p>③令和6年3月に策定した「世田谷区空家等対策計画（第2次）」に基づき4つの施策「発生抑制」「適切な管理の確保、活用促進」「除却の促進」「民間主体との連携の推進」を着実に進める。</p> <p>④居住者がいる著しく保安上危険な建築物等について、法令等に基づき所有者等に改善要請を行い、状況を改善させる。</p>

令和6年度主要事務事業

防災街づくり担当部

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	狭あい道路拡幅整備の促進 (建築安全課)	幅員4m未満である狭あい道路の拡幅整備 拡幅整備 約5,300m (内連続的整備 約200m)	千円 747,599	<p>主として建築物の新築・増改築等の機会を捉え、建築基準法第42条第2項等に基づき後退した用地を道路として整備し、幅員4mの道路を着実に整備する。事業を円滑に推進するため、一定の条件の下に助成金(工作物等の撤去等)及び奨励金(隅切り用地等の寄附)を交付する。</p> <p>また、連続的整備を推進するため、対象地の近隣にも働きかけ、建替えがない敷地も拡幅整備に協力が得られるよう助成制度等の活用を促して、効果的・効率的な工事に努める。</p>

みどり 3 3 推進 担当 部

令和 6 年度 主要 事務 事業

みどり 3 3 推進担当部

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業（目標）	6 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	<p>世田谷らしいみどりの保全・創出</p> <p>(みどり政策課) (公園緑地課)</p> <p>(みどり政策課)</p>	<p>「世田谷みどり 3 3」実現に向けて、みどりの基本計画及び生きものつながる世田谷プランに基づき区民・事業者と区の協働により、事業を推進する。</p> <p>・みどりに関するイベントや講習会の開催 区民参加の植樹等、イベントや講習会の実施等により、みどりや生物多様性への関心を深め、みどりを守り、増やす気運を高める。</p> <p>・緑化助成 緑化助成制度により民有地の緑化を促進する。</p>	<p>24,949</p> <p>8,600</p>	<p>・生きものつながる世田谷プランわかりやすい版、生きもの緑化ガイドブックによる生物多様性の普及啓発</p> <p>・まちの生きものしらべの実施</p> <p>・みどりの出前講座の実施</p> <p>・生きもの会議の開催</p> <p>・落ち葉ひろいリレーの実施</p> <p>・庭木の手入れ講習会の開催</p> <p>・カレープロジェクトの開催</p> <p>・せたがやガーデニングフェアの開催</p> <p>・植樹体験</p> <p>・生垣、植栽帯、シンボルツリー、屋上・壁面の緑化を助成</p> <p>・事業用等駐車場緑化助成</p> <p>・緑化助成の更なる P R</p>

令和6年度主要事務事業

みどり33推進担当部

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	(公園緑地課)	<ul style="list-style-type: none"> 農業公園の管理運営 都市農地の理解を深めることができるよう農とふれあえる賑わいの創出を進める。 	千円 50,831	<ul style="list-style-type: none"> 農業公園の維持管理、農業体験イベント、野菜づくり講習会、教育団体への食育体験等の実施 喜多見農業公園 瀬田農業公園分園 次大夫堀公園里山農園 仮称桜丘農業公園（暫定利用） 仮称桜上水農業公園（暫定利用） 仮称等々力農業公園（暫定利用）
	(公園緑地課)	<ul style="list-style-type: none"> 国分寺崖線樹林地の保全管理 将来像を見据えた崖線の公園樹林の管理方針を策定するとともに、樹木診断等に基づく危険樹木の更新と若木の育成に取り組み、生物多様性にも配慮した崖線樹林地の保全育成を効果的に進める。 	67,501	<ul style="list-style-type: none"> 崖線公園樹林地の調査検討及び管理方針の策定 危険木対応作業及び方針に基づく計画的な公園樹林地の管理 斜面樹林の質を向上させる手法の検討 崖線公園樹林地の管理、運営、活用のおける参加と協働の促進 等々力溪谷等保全に関わる寄附金募集
	(みどり政策課) (各街づくり課) (公園緑地課)	<ul style="list-style-type: none"> 民有地のみどりづくり 都市緑地法に基づく緑化地域制度とみどりの基本条例を併せて運用し、建築行為等に伴う緑化を推進する。 	16,022	<ul style="list-style-type: none"> 緑化地域制度等に基づく緑化の推進及び維持管理状況の巡回確認の実施 ひとつぼみどりづくりの周知 みどりと花いっぱい協定による区民参加の花づくり・緑化活動を推進

令和6年度主要事務事業

みどり33推進担当部

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	(みどり政策課) (公共・公益施設整備所管課)	1坪程度の小さなみどりづくり運動を展開し、みどりの街づくりを推進する。 ・みどりの公共・公益施設づくり みどりの街づくりをリードする公共・公益施設づくりを進める。		みどりの公共・公益施設づくりを推進 ・みどりのカーテン資材配布 ・みどりに関する研修の実施 ・公共公益施設づくりにおける緑化創出の働きかけの推進
	(みどり政策課) (公園緑地課) (公園整備利活用推進課) (各街づくり課)	・民有地のみどりの保全 (樹木・樹林地の管理支援) 国分寺崖線などにある民有地のみどりを区民とともに育むため、樹木・樹林地の管理支援や啓発事業に取り組む。	171,337	・崖線マップの配付などによる国分寺崖線保全の啓発及び理解促進 ・保存樹木制度の運用などによる樹木・樹林地の保全 ・みどりの基本計画に基づく伐採届、樹木の移植助成による樹木の保全 ・樹木樹林地保全ボランティアの活用 ・「名木百選」の区民周知 ・等々力溪谷公園保全整備方針の検討
	(みどり政策課) (都市計画課)	・民有地のみどりの保全 (緑地の保全制度の活用) 民有地の緑地を保全するため、都市緑地法、都市計画法に基づく制度の活用を進める。		・市民緑地事業を実施する緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）との連携による市民緑地制度の活用推進 ・市民緑地認定制度の活用に向けての周知

令和 6 年度 主要 事務 事業

みどり 3 3 推進 担当 部

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業（目標）	6 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>(みどり政策課) (公園緑地課)</p> <p>公園・緑地の計画的な整備</p> <p>(公園整備利活用推進課)</p>	<p>・水環境の保全 循環型の都市の形成を図り、水と土を守り育てるために、地下水・湧水の保全を促進する。</p> <p>みどりの創出・保全、生物多様性、コミュニティー・憩い・スポーツ・災害時の広場機能を持つ公園・緑地の整備、再生を区民と協働して計画的に推進する。</p> <p>・公園・緑地の用地取得 「世田谷区みどりの基本計画」に定める公園緑地の配置・整備方針と公園整備目標量の実現をめざして、都市計画決定及び計画的な公園・緑地の用地取得を進める。</p>	<p>千円 26,299</p> <p>3,915,205 (繰越明許費 2,706千円 含む)</p>	<p>・神明の森みつ池ほか特別保護区の保全管理 ・地下水・湧水調査 ・宙水の保全啓発 ・烏山弁天池特別保護区の保全方針検討</p> <p>都市計画決定（変更） 1 か所 ・成城みつ池緑地 公園用地買収 3 か所 ・(仮称)北烏山七丁目緑地（2 回目／4 分割） ・桜丘農業公園 ・玉川野毛町公園（東電敷地） 基本計画（骨子）作成 ・(仮称)北烏山七丁目緑地</p>

令和6年度主要事務事業

みどり33推進担当部

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	(公園緑地課)	<ul style="list-style-type: none"> 公園整備（新設、拡張） 「世田谷区みどりの基本計画」に定める公園配置方針図と公園整備目標量の実現をめざして、計画的に公園緑地を整備する 	千円 909,669 (繰越明許費 77,088千円 含む)	公園整備（新設） 7か所 <ul style="list-style-type: none"> ・玉川野毛町公園第2期拡張工事 ・仮称桜丘農業公園整備工事 ・仮称豪徳寺一丁目公園整備工事 ・成城みつ池北緑地拡張工事 ・仮称上祖師谷七丁目公園整備工事 ・仮称大蔵4-5緑地整備工事〔繰越事業〕 ・北烏山五丁目広場整備工事〔繰越事業〕 実施設計 5か所 <ul style="list-style-type: none"> ・玉川野毛町公園拡張事業実施設計および住民参加 ・くぬぎ公園拡張整備実施設計 ・仮称代沢せせらぎ公園拡張基本計画および住民参加 ・仮称北烏五丁目身近な広場実施設計 ・成城みつ池緑地拡張実施設計
	公園等長寿命化改修計画に基づく取組み (公園緑地課)	<ul style="list-style-type: none"> 緑道整備（改修） 「世田谷区立公園等長寿命化改修計画」等に基づき、効率的かつ計画的に緑道の改修を推進する。 	千円 105,840 (繰越明許費 48,900千円 含む)	緑道整備（改修） 4か所 <ul style="list-style-type: none"> ・目黒川緑道舗装外改修工事 (池尻4-1先から3-9先) ・呑川緑道改修工事 (深沢4-33先から3-5先) ・烏山川緑道（万葉の小径）舗装外改修工事〔繰越事業〕 ・玉川上水緑道改修工事〔繰越事業〕 (大原1-59から1-43先)

令和 6 年度 主要 事務 事業

みどり 3 3 推進 担当 部

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業（目標）	6 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	(公園緑地課)	<ul style="list-style-type: none"> 大規模公園改修 「世田谷区立公園等長寿命化改修計画」等に基づき、効率的かつ計画的に大規模公園の改修を推進する。 	千円 839,198 (繰越明許費 1,910千円 含む)	大規模公園改修 5 か所 <ul style="list-style-type: none"> 玉川野毛町公園第 1 期改修工事 仮称砧あそびの杜整備に伴う改修工事 羽根木公園園路外改修工事 等々力溪谷改修工事 岡本静嘉堂緑地改修工事 実施設計 1 か所 <ul style="list-style-type: none"> 玉川野毛町公園改修実施設計および住民参加
	(公園緑地課)	<ul style="list-style-type: none"> 公園・身近な広場改修 「世田谷区立公園等長寿命化改修計画」等に基づき、効率的かつ計画的に公園・身近な広場の改修を推進するとともに、区民の健康増進のため、健康器具の設置を行う。 	152,500 (繰越明許費 10,000千円 含む)	公園・身近な広場改修 3 か所 <ul style="list-style-type: none"> 明正公園改修工事 池尻北広場改修工事 砧大根公園改修工事〔繰越事業〕 実施設計 1 か所 <ul style="list-style-type: none"> 喜多見まちかど公園実施設計
	(公園緑地課)	施設の調査点検に基づく予防保全型の管理・更新の実施 <ul style="list-style-type: none"> 特定施設健全度調査 (定期点検) トイレの洋便器化 公園灯の LED 化 更なる効率化の取組み 公園緑道での健康増進 	76,798	<ul style="list-style-type: none"> 遊具・がけ等の対象施設の健全度調査に基づく予防保全型の管理を実施 公園トイレ便器の洋式化 7 基 公園灯の LED 化の取組み 134 個 設計方針に基づく設計工事の効率化の検討 住民参加による維持管理作業等の実施・普及 健康器具設置 10 基

令和6年度主要事務事業

みどり33推進担当部

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	公園を活用した税外収入の確保 （公園緑地課） （公園整備利活用推進課） （経済課）	公園や園内施設等を活用した税外収入の確保に取り組むとともに、公園の新たな魅力創出を図る。	千円 ー	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な公園での常設施設誘致に関する可能性を検討（玉川野毛町公園での公募実施） ・移動販売車誘致の取組みとして、実施の継続（世田谷公園） ・ネーミングライツの取組みとして実施の継続（世田谷公園ミニSL） ・官民連携事業手法の検討（(仮称)北烏山七丁目緑地）

道路・交通計画部

令和6年度主要事務事業

道路・交通計画部

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		<p>【地先道路築造】</p> <p><築造工事></p> <p style="padding-left: 40px;">延長 約182m 面積 約935㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三太通り ・上祖師谷4-38先 ・八幡山1-13先 <p><仮整備></p> <p style="padding-left: 40px;">面積 約1,970㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大蔵5-12先 外 ・西部地域地区計画 ・下高井戸駅駅前広場 ・下本宿通り外 <p><測量、設計等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・三太通り ・北烏山7-12～14先 	<p style="text-align: center;">千円</p> <p style="text-align: center;">197,977</p> <p>(繰越明許費 3,650千円 を含む)</p>	<p>「せたがや道づくりプラン」等に基づき、区民の理解と協力を得ながら、効率的に道路整備を進める。</p>

令和6年度主要事務事業

道路・交通計画部

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	地籍調査事業 (道路管理課)	<p>【地籍調査事業】 令和6年度事業の区域等は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喜多見五丁目第2工区 （約7ha）閲覧・認証工程 ・若林一丁目第4工区 （約5ha）閲覧・認証工程 ・赤堤二丁目第3工区 （約5ha）閲覧・認証工程 ・喜多見五丁目第3工区 （約4ha） 一筆地調査測量工程 ・若林二丁目第1工区 （約5ha） 一筆地調査測量工程 ・赤堤二丁目第4工区 （約5ha） 一筆地調査測量工程 	千円 70,048	<p>世田谷区の地籍調査は、国土調査法等関係法令に基づき、地番区域を単位として、2カ年度の期間で実施する。</p> <p>この事業は、土地一筆毎に土地の所在地番、地目、土地所有者及び土地境界を資料等によって調査し、さらに、現地で土地所有者との立会い確認を踏まえて、土地の境界点及び面積について世田谷区公共基準点等を利用した測量を実施し、その成果を地籍簿及び地籍図にまとめ、都知事の認証後に登記所に送付するものである。</p> <p>登記所では、送付を受けた地籍簿及び地籍図に基づき、土地に関する登記事項を更新し、不動産登記法第14条第1項に規定する地図を備え付ける。</p>

土

木

部

令和6年度主要事務事業

土木部

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	道路ネットワークの計画的な整備 （工事第一課） （工事第二課） （北沢拠点整備担当課） （道路事業推進課）	【河川・水路整備】 <河川整備> ・仙川河床整正 ・仙川河川管理用通路改修 ・仙川護岸・河床補修 ・野川河川管理用通路補修 <水路整備> ・水路改良（野毛2-19～21先） 【主要な生活道路築造】 <築造工事> 延長 約50m 面積 約8,050㎡ ・下北沢駅前広場（世区街10号線その3、その4） <仮整備> 面積 約9,218㎡ ・補助216号線 外 <測量、設計> ・補助217号線 ・補助216号線	千円 228,789 （繰越明許費 56,250千円 を含む） 567,320 （繰越明許費 145,500千円 を含む）	河川・水路の排水機能を適切に維持し、洪水時における水害の防止を図るとともに、親水機能の充実を図り、安全で快適な区民生活を確保する。 「せたがや道づくりプラン」で位置付けた優先整備路線について、区民の理解と協力を得ながら、計画的、効率的に道路整備を進める。

令和6年度主要事務事業

土木部

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	歩きやすい道路環境の整備 （工事第一課） （工事第二課）	【歩道整備】 <築造工事> 延長 約444m 面積 約5,401㎡ ・梅丘通り（その1） （代沢4-41～29先） ・船橋6-25～27先 <測量、設計等> ・梅丘通り（その3）（代沢4-37～34先） ・城山通り（その1）（経堂5-35～23先） ・駒沢公園通り（深沢4-33～等々力8-20先）外	千円 190,503 （繰越明許費 153,153千円 を含む）	だれもが安心して歩ける歩行者空間を確保するため、ユニバーサルデザインの考えに基づき、安全で快適な歩道の整備（新設・改良）を推進する。
	区施設等のエネルギー使用量の削減 （工事第一課）	【街路灯LED化】 ・約1,700灯（蛍光灯） ・約400灯（コンパクト蛍光灯）	380,059	脱炭素社会の実現に向けた省エネルギーの促進とCO2排出量の抑制を図るため、引き続き街路灯のLED化を進める。

令和6年度主要事務事業

土木部

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	無電柱化の推進 （土木計画調整課） （工事第一課） （工事第二課） （北沢拠点整備担当課）	【無電柱化整備】 <事業委託による整備> ・世田谷区役所通り ・鞍橋通り <引込管等整備工事> ・下北沢駅前広場（世区街10号線） ・主要207号線（千歳通りⅢ期その1） ・主要122号線（六所神社前通りⅠ期その2） <測量、設計等> ・成城学園駅前北口 ・世田谷公園及び自衛隊中央病院周辺 ・野毛1-18～24先（玉川野毛町公園間） ・補助217号線 外	千円 732,340	「世田谷区無電柱化整備4ヵ年計画（令和6年度～令和9年度）」に基づき、電線共同溝の整備による無電柱化を推進する。

令和6年度主要事務事業

土木部

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	連続立体交差事業等による 安全安心の拠点づくり （工事第一課） （北沢拠点整備担当課）	<p>【上部利用計画等施設整備】</p> <p><駅前広場整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・下北沢駅前広場（世区街10号線）（その3、4） <p><測量、設計等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・下北沢駅前広場（世区街10号線） <p>【京王線関連】</p> <p><側道築造工事></p> <p>延長 約350m 面積 約2,830㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付替道路H（上北沢4） ・付替道路I その2（上北沢2） ・付替道路G③（桜上水5） <p><測量、設計等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東鉄10付15号（上北沢3） ・付替道路J②（南烏山2） 	千円 — —	<p>小田急線上部利用計画区域内において、駅前広場、上部通路等の公共施設を一体的に整備する。</p> <p>京王線の連続立体交差事業に伴い、側道を整備する。</p>

令和6年度主要事務事業

土木部

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	舗装更新計画に基づく取組み （工事第一課） （工事第二課）	【路面改良】 <路面改良工事（暫分解除く）> 面積 約75,677㎡ ・桜2-10～世田谷2-32先 ・羽根木1-13～22先 ・北烏山8-12～1先 ・用賀2-9～7先 外 <測量、設計等> ・弦巻1-32～24先 世田谷管内外8箇所 ・北沢3-20～18先 北沢管内外5箇所 ・八幡山3-9～6先 烏山管内外4箇所 ・等々力6-5～奥沢7-51先 玉川管内外9箇所 ・成城7-32～19先 砧管内外5箇所 <その他> ・擁壁改修工事（池尻4-2）	千円 2,130,172	区道の舗装について、「世田谷区舗装更新計画」に基づき、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減、予防保全型管理への転換などに取組み、計画的かつ効率的な維持更新を進める。

参考

基本計画の推進

新たな行政経営への移行実現プランの推進

(都市整備常任委員会所管分)

令和6年度主要事務事業

都市整備領域

区分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	基本計画の推進	基本計画における重点政策及び都市整備領域に関連する分野別政策を推進する。	—	<p>1. 基本計画に掲げる重点政策 分野横断的な体制を整え、以下の政策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 子ども・若者が笑顔で過ごせる環境の整備 (2) 新たな学校教育と生涯を通じた学びの充実 (3) 多様な人が出会い、支え合い、活動できるコミュニティの醸成 (4) 誰もが取り残されることなく生き生きと暮らせるための支援の強化 (5) 自然との共生と脱炭素社会の構築 (6) 安全で魅力的な街づくりと産業連関による新たな価値の創出 <p>2. 基本計画に掲げる分野別政策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域福祉の推進と基盤整備 (2) 災害に強い街づくり (3) 豊かな自然環境の保全・創出 (4) 魅力ある街づくり (5) 都市基盤の整備・更新

令和 6 年 度 主 要 事 務 事 業

都市整備領域

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業（目標）	6 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	新たな行政経営への移行実現プランの推進	新たな行政経営への移行実現プランにおける都市整備領域に関連する取組みを推進する。	—	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新たな仕組みづくり <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報発信・共有、問い合わせ対応における新たな仕組みの構築 (2) 協働の推進・拡大 (3) 施設の有効活用 (4) 時代に即した事業の再構築 2. 区民目線からのサービス利便性の向上 <ol style="list-style-type: none"> (1) 窓口サービスの向上 (2) 申請・届出の利便性の向上 3. 職員の時間の効果的活用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 補助金・助成金申請の利便性向上 4. 業務量増に対しての効率的対応 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新たな維持管理手法の検討・構築 (2) 効率的な工事手法の検討・構築 5. 組織力の向上・人材の育成（専門性の向上） <ol style="list-style-type: none"> (1) 強固な組織・体制の構築 (2) 災害等に対する危機管理体制の強化